

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2021年11月16日	
【会社名】	株式会社小僧寿し	
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 剛	
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号	
【電話番号】	03-4586-1122（代表）	
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号	
【電話番号】	03-4586-1122（代表）	
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	500,016,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	11,364,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 本有価証券届出書による募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）は、2021年11月16日開催の当社取締役会決議において決議しております。

#### 2 振替期間の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 3 種類株式に関する事項

当社は、2019年8月27日付の取締役会において、A種種類株式40,000,000株を発行する旨を決議しております。当該A種種類株式の詳細については、同日付で当社が提出した有価証券届出書をご参照下さい。

また、当社は2019年9月26日開催の当社臨時株主総会において、A種種類株式の発行についての議案が決議され、A種種類株式に関する規程の新設等に係る定款の一部変更を行っております。

なお、A種種類株式につきましては、下記の定めがございます。

- ・ A種種類株式については、当社が剰余金に配当を行うときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）に対し、当社普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、優先配当金を支払うこととされております。
- ・ A種種類株式については、当社が剰余財産の分配を行うときは、A種種類株主に対し、普通株主に先立ち、剰余財産を分配することとされております。
- ・ A種種類株式は、株主総会において議決権を有しません。これは、A種種類株式の割当先であった株式会社JFLAホールディングスはその発行後即時に当社の議決権を保有することを目的としていなかったこと、また、A種種類株主からの転換請求がない限り議決権ベースでの株主構成の変化を引き起こさないようにしたことによるものです。
- ・ A種種類株式を譲渡により取得することについては、当社の取締役会による承認を要します。
- ・ A種種類株式には、A種種類株式がA種種類株式と引換に金銭の交付を当社に請求することができる取得請求権及び当社が金銭と引き換えにA種種類株式を取得することができる取得条項がそれぞれ付されております。

## 2【株式募集の方法及び条件】

### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	11,364,000株	500,016,000円	250,008,000円
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	11,364,000株	500,016,000円	250,008,000円

(注) 1 当社は、第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」という。）による株式の取得（現物出資による払込）方法により、HSIグローバル株式会社（住所：東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号、代表者：代表取締役 檜垣周作。以下「HSIグローバル」といいます。）が保有する、株式会社ミートクレスト（以下、「ミートクレスト」といいます。）（住所：大分県大分市大在6、代表者：代表取締役 清田 浩徳）の株式の100%（うち、金銭150,000,000円による株式取得の取得割合は27.3%）及び、第三者割当増資による株式の取得（現物出資による払込）方法により、及び、第三者割当増資による株式の取得（現物出資による払込）方法により、藤田英明氏（住所：千葉県浦安市）が保有する、株式会社アニスピホールディングス（以下、「AHD」といいます。）（住所：東京都千代田区九段南3丁目1-1、代表者：藤田英明）の株式の95%（内、金銭130,000,000円による株式取得の取得割合は56.0%）及び、第三者割当増資による株式の取得（現物出資による払込）方法により、株式の95%を取得いたします。

なお、本株式取得の方法は、金銭及び本件割当増資によって実施致しますが、当該方法を選択した目的は、当社の資金繰りへの影響を抑えることにあります。2021年第3四半期期末時点における当社の流動資産は、910,898千円でありますが、双方の対象会社の株式価値である780,016,000円を現預金から拠出する事が困難な状況にありますので、本株式の一部の取得方法を、本第三者割当増資によって行う事を決定いたしま

した。但し、希薄化の影響を限定的にすべきとの判断から、希薄化率が10%以内に収まる範囲で、割当先への割当株式数を決定しております。

- 2 現物出資により割り当てられる株式数は、下記となります。

HSIグローバル : 9,091,000株

藤田英明 : 2,273,000株

## 3 現物出資による払込の価額は、下記となります。

H S I グローバル：400,004,200円（ミートクレストの株式727株に該当）

藤田英明：100,012,000円（AHDの株式125株に該当）

なお、現物出資の対象となる財産（以下「現物出資財産」といいます。）の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが（会社法第207条第1項）、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされており（同条第9項第1号）。現物出資により割り当てる普通株式の総数は11,364,000株であり、当社発行済株式総数151,172,610株の10分の1を超えないことから、現物出資における検査役調査は不要となります。

## 2 発行価額の総額は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
44円	22.0円	100株	2021年12月2日（木）	-	2021年12月2日（木）

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額であります。

3 当社は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に現物出資の目的となるミートクレスト及びAHDの普通株式を割当予定先から譲り受ける予定です。

4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資に係る割当は行われないこととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社小僧寿し 管理本部	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号

## (4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資としているため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
-	2,050,000円	-

(注) 1 現物出資の方法によるため、金銭の払込はありません。

2 発行諸費用の概算額には、消費税額等は含まれておりません。

3 発行消費の内訳は、株式価値の算定報告書作成費用、本有価証券届出書の書類作成費用、反社会的勢力の調査に係る費用であります。

## (2) 【手取金の使途】

前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、H S I グローバルが所有するミートクレストの普通株式の現物出資による払込及び藤田英明氏が所有する、A H D の普通株式の現物出資による払込のため、該当する事項はありません。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要

H S I グローバル

名称	H S I グローバル株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号
代表者の役職及び氏名	檜垣 周作
資本金	500,000円
事業の内容	資産管理業
主たる出資及びその出資比率	阪神酒販株式会社 100%

## (2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数（2021年11月12日現在）	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数（2021年11月12日現在）	該当事項はありません。
人事関係	当当社取締役の檜垣周作は、割当予定先の代表取締役を兼任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引等関係	該当事項はありません。	

藤田英明氏

名称	藤田英明
住所	千葉県浦安市
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引等関係	該当事項はありません。

## (3) 割当予定先の選定理由

当社グループは、持ち帰り寿し店「小僧寿し」や、フードデリバリー店「デリズ」、イトインの居酒屋チェーンである「とり鉄」「とりでん」を全国で373店舗（2021年10月31日現在）を展開しております。2019年8月30日付で公表した、2020年12月期から始まる3ヵ年の中期経営計画において、「多様な食を、多様な形で、多様な顧客へ」をスローガンに、持ち帰り寿し業界の市場に依存しない新機軸の事業モデルの想像と推進「小僧寿し」に「からあげ」「天丼」「かつ丼」等のデリカ商材の販売機能を付加「フードデリバリー店「デリズ」における店舗の新規開発推進を主要戦略とし、当該取組みにより、下記の業績数値を計画しております。

(単位：百万円)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
売上高	6,946 (6,130)	6,617	11,774
営業利益	36 (57)	145	433
経常利益	56 (42)	154	453
純利益	26 (27)	137	281

2020年12月期の実績値は( )内数値となります。

当該中期計画の主要戦略の取組みの骨子として、当社は“食に関わる「トータル・フード・プロバイダー」を目指す”という理念がございます。プロバイダーとは「接続」する事を意味しておりますが、当社があらゆる食のシーンにおける「接続機能」を果たし、「テイクアウト」「イトイン」「デリバリー」の提供チャネルを活用

し、「日常食」「機能食」「ハレの日の贅沢食」等の目的に応じた食事を、「機能と商品を最適な形で接続し」、お客様の食生活を当社グループ全社で支えていく事が出来る統合的な事業構造を、「トータル・フード・プロバイダー」を称しております。当該事業構造を量的、質的に向上させていくために、「拠点の増加」及び「提供商品の拡充」「品質の強化」が必要と考えております。その一環として取組みを進めております、デリズの新店計画につきましては、2020年8月19日付「当社連結子会社である株式会社デリズによる、株式会社JFLAホールディングスとの得るエリアフランチャイズ契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年までに、直営店・FC店を含め、累計300店舗の出店を目標とすることを掲げ、当該店舗開発推進に取り組んだ結果、2021年10月31日時点で累計103店舗の出店をしております。

また、2021年3月に食品スーパー「だいまるストア」を運営する株式会社だいまるを完全子会社化し、当社グループに食品事業機能を付加し、従来の持ち帰り寿し中心の事業から、食に関わる「トータル・フード・プロバイダー」を目指した取組みを進め、2020年10月31日時点において、持ち帰り寿し店「小僧寿し」の直営店の一部である19店舗に、小売事業機能を付加するなど取組みを進めております。

また一方で、2021年7月に、焼き鳥と鳥料理の居酒屋「とり鉄」、釜飯と串焼きの「とりでん」など、外食・居酒屋業態を中心に全国的にチェーン展開を行っている株式会社トランセアを完全子会社化し、当社のスローガンである「多様な食を、多様な形で、多様な顧客へ」を基軸とした、事業の多角化を進めております。

当該事業推進の結果、上記の実施策による2021年12月期の当期業績への寄与は限定的であるものの、テイクアウト及びデリバリー需要とも堅調に推移している点、2021年3月31日付で連結子会社とした株式会社だいまる及び2021年7月1日付けで連結子会社としたトランセアの売上高が寄与した点、等の影響により、当社の2021年12月期第3四半期連結累計期間の売上高は52億65百万円（前年同期比19.6%増加）となりました。

当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益に関しまして、下記の影響により前年同期比にして減益となっております。

- ・2021年3月31日付で連結子会社とした株式会社だいまるにおいて、小僧寿しの総合小売事業化、及び、ネットスーパー事業の展開へ向けた、取組みを推進し、2021年9月より、小僧寿しの直営店の一部である19店舗にて小売り事業をスタート致しましたが、第3四半期連結会計期間における影響は限定的であることから、未だ営業損失を計上している点
- ・デリバリー事業の株式会社デリズにおいて、中食需要の拡大による顧客獲得競争が激しさを増している中で、店舗における売上高が前年同期に比較して減少している点

上記の減益要因が発生したため、営業利益は8百万円（前年同期比68.6%の減少）、経常利益は12百万円（前年同期比48.9%の減少）、親会社株主に帰属する四半期純利益は、3百万円（前年同期比77.1%減少）となっております。

本第三者割当増資によって株式の取得を行うミートクレストは、「食肉業界の頂きを目指す」という目標を掲げ、安心な商品を提供するための「フードセーフティ」を重視し、安全・安心を保証した商品の持続的供給を事業の指針としております。その企業理念は、「おいしくて安全安心で、お求めやすい食肉を毎日の食卓にお届けしたい」という想いにあり、その実現の為に、「肥育」「加工」「販売」を一貫した事業の推進を行っております。

具体的な事業と致しましては、「牛・豚・鶏」の「食肉原料調達」から、消費者が購入される商品へと加工を行う「食肉生産加工」を主要な事業としております。加工された精肉商品や自社にて開発される「ローストビーフ」「ハンバーグ」等の加工商品は、主として小売販売店（スーパーマーケット、ドラッグストア等）へと提供され、当該事業の推進により、直近期である2021年5月期において、売上高3,042百万円、営業利益8百万円、当期純利益4百万円を計上しております。また、同期における財務状況としては、総資産724百万円（流動資産467百万円、固定資産257百万円）に対して、負債合計584百万円、純資産139百万円となっております。なお、直近3ヵ年の業績概況は下記となります。

経営成績及び財政状態		単位：百万円		
決算期	2019年5月期	2020年5月期	2021年5月期	
純資産	125	156	160	
総資産	542	622	728	
売上高	2,896	2,698	3,042	
営業利益	33	10	8	
経常利益	50	32	31	
当期純利益	47	30	4	

本第三者割当増資によって株式の取得を行うAHDは、福祉事業として「イシュー・ドリヴン・カンパニー」（社会課題を解決することによって成長する企業）を掲げ、障がい者のハウジングファーストと動物の殺処分ゼロをミッションとして事業を展開されております。年々増加する「障がい者数の増加」という問題の改善・保全が事業の根幹にあり、障がい者の方が、支援を受けながらも自立生活できる「住まい」を提供出来る、「障がい者グループホーム」の展開を推進しております。当該事業の創業より、3年間で累計600以上の障がい者グループホームの展開を行っております。当該事業の特性としては、保護犬、保護猫などを引き取り、障がい者グループホーム内で共

同生活を行う、「ペット共生型障がい者グループホーム」を展開されている点にあります。動物との触れ合いで癒しを与える「アニマルセラピー効果」が創出され、障がい者の方々の生活空間に「和らぎ」を提供出来る事業モデルとなっております。当該事業モデルによって、3年間で累計600施設以上を開設しており、直近期である2021年3月期において、売上高1,015百万円、営業利益51百万円、当期純利益35百万円を計上しております。また、同期における財務状況としては、総資産1,161百万円(流動資産998百万円、固定資産163百万円)に対して、負債合計1,113百万円、純資産48百万円となっております。なお、直近3カ年の業績概況は下記となります。

経営成績及び財政状態		単位：百万円		
決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	
純資産	110	92	128	
総資産	282	936	1,161	
売上高	369	836	1,015	
営業利益	39	92	51	
経常利益	40	78	48	
当期純利益	24	31	35	

本第三者割当増資による「ミートクレスト」及び「AHD」の株式取得にあたっては、当社のスローガンである「多様な食を、多様な形で、多様な顧客へ」を基軸とした、食を中心とする更なる事業の多角化を実現することが想定されます。具体的には以下のとおりです。

#### 1) ミートクレストの連結子会社化に伴う、事業の展望

ミートクレストは、「食肉原料調達」「食肉生産加工」「販売」の食肉関連事業を一貫して行う事業構造を有する「食肉製造卸業」を行っております。当該事業の中においても、「食肉原料調達」「食肉生産加工」の側面においては、当社グループ、特に「食肉」を調理して提供する飲食事業セグメントの株式会社トランセアとの親和性が高く、仕入取引による原材料費の改善により仕入原価率の抑制、ミートクレストの調達機能を介して仕入れるブランド肉を使用した高品質かつ高付加価値商品の開発などによる売上高の上昇等、飲食事業セグメントにおける収益性の向上を図る事が可能と考えられます。当該取組みは、「多様な食を、多様な形で、多様な顧客へ」提供する企業体を構築するという当社グループのスローガンに対して、「食の多様性」をもたらすものであり、2021年7月より開始した飲食事業セグメントの事業基盤を更に強化する取組みとなることを考えております。

#### 2) AHDの連結子会社化に伴う、事業の展望

AHDは、ペット共生型障がい者グループホーム「わおん」「にゃおん」の展開を主軸事業としており、直営店・加盟店を含めたペット共生型障がい者グループホームの開設数は、2021年10月31日時点で、600施設超の出店展開をしております。また当該事業の他、フィットネスに特化した障がい者デイサービス「WORKOUT(ワークアウト)」、動物看護師によるペットシッターサービス「CAREPETS(ケアベッツ)」を展開しており、「人間福祉と動物福祉の追求」という企業理念のもと、事業成長を図っております。

AHDのペット共生型障がい者グループホーム事業及び関連事業を介して、施設の入居者並びに事業加盟社を対象として、当社グループが有する「食」の提供事業に、「365日の日常食の提供」「祭事、ハレの日の贅沢食の提供」等の食の提供事業の展開が可能と考えております。当該取組みは、今まで当社が有し得なかった「日常食の提供」という新たな側面をもたらすものであり、当社事業の既存セグメントには無い機能であると考えております。現段階においては、全国的に展開を行っている、当社の「持ち帰り寿し事業」である、「小僧寿し」の流通網を活用した全国的な商品展開が可能であると考えており、全国を対象とした事業展開が検討されます。当社グループが有する機能、及びノウハウを活用する事で、前述する当社グループのスローガンである「多様な食を、多様な形で、多様な顧客へ」提供するための、新規事業となる事が想定され、当社グループの事業価値を更に高める取組みとなる事を考えております。

上記の事業展望の実現により、当社事業に「品質と調達価格の改善」「新規事業の開発による事業規模の拡大」の双方の側面をもたらす事が可能であると考え、ひいては企業価値の向上に繋がるものと判断しております。

上記の理由により、1.ミートクレストに関しては、2021年10月に、当社代表取締役である小林剛より、HSIグローバルの代表取締役である檜垣周作氏に対して、ミートクレストの株式譲受の提案をしたところ、これに賛同をいただき、ミートクレストの株式を取得することを決定いたしました。また、2.AHDに関しては、当社は兼ねてより、高齢者、障がい者の生活を「食」の面から支援する事業の取組みを展望として持っており、2016年には、藤田英明氏が代表取締役を務めていた「株式会社けあらぶ」の株式の50%を取得し、同社を親会社として、サービス付高齢者向け住宅を展開する、「介護サポートサービス株式会社」を連結子会社化いたしました。「介護サポートサービス株式会社」は、2019年12月に株式譲渡を致しましたが、藤田英明氏とは将来的な事業の取組みを見据え、

定期的な情報交換を行ってまいりました。その過程の中で、2021年10月に、当社代表取締役である小林剛より、AHDの株式譲受の提案をしたところ、これに賛同をいただき、AHDの株式を取得することを決定いたしました。

なお、本株式取得の方法は、本第三者割当増資による株式の取得(現物出資による払込)及び金銭の払込による株式の取得によって実施し致します。当該方法を選択した目的は、当社の資金繰りへの影響を抑えることにあります。2021年第3四半期期末時点における当社の流動資産は、910,898千円ですが、そのうち、現預金は130,673千円、流動性の高い売掛金は314,200千円であり、また、当期の2021年12月期第3四半期末における営業利益は8,248千円であることから、現在の当社のキャッシュ・フローにおいて、双方の対象会社の株式価値である780,016,000円を現預金から拠出する事が困難な状況にありますので、本株式の一部の取得方法を、本第三者割当増資によって行う事を決定いたしました。但し、希薄化の影響を限定的にすべきとの判断から、希薄化率が10%以内に収まる範囲で、割当先への割当株式数を決定しております。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 11,364,000株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先が取得する株式については、中長期的な保有方針を意図しているものの、コロナ過にある現状において、事業の将来推測が困難な状況にあり、割当先の事業に大きな影響を及ぼす事象が生じた際は、経済合理性の観点から当該株式の売却を行わなければならない、などの場合によって、当社普通株式を売却する可能性もあることを口頭で伺っております。また、売却を行う際は、市場動向を勘案し段階的に売却するなど、一気に希薄化が進むことが無いように配慮する旨の意向を確認しております。なお、当社は、HSIグローバル及び藤田英明氏より、払込期日から2年以内に、本第三者割当増資により発行される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を直ちに当社に書面により報告すること、また当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金などの状況

金銭以外の財産の現物出資による払込みによるため、割当予定先に対する聞き取り調査及び対象会社であるミートクレスト及びAHDの2021年10月31日時点における株主名簿の確認を実施し、割当予定先が現物出資の目的となるミートクレスト及びAHDの普通株式を保有していることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先は、社会から批判を浴びる反社会的勢力への関与を断固として遮断することを確約しており、また、第三者機関である株式会社TMR(住所:東京都千代田区神田錦町3番15号、代表取締役 高橋新治)の調査により割当予定先及び割当予定先の代表取締役である檜垣周作氏及び藤田英明氏が、反社会勢力とは関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。



### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠と合理性に関する考え方

発行価額の決定に際しては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。 )の直前取引日である2021年11月15日の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値44円と致しました。

なお、当該価格については、本取締役会決議日の直近1ヵ月(2021年10月15日から2021年11月15日まで)における当社普通株式の終値平均46円(円未満切り捨て)に対しては4.35%(小数点以下第3位を四捨五入)となっており、同直近3ヵ月間(2021年8月16日から2021年11月15日まで)における当社普通株式の終値平均値47円(円未満切り捨て)に対しては6.38%(小数点以下第3位を四捨五入)であり、直近6ヵ月(2020年5月17日から2021年11月15日まで)における当社普通株式の終値平均値50円(円未満切り捨て)に対しては12.0%(小数点以下第3位を四捨五入)のディスカウントとなります。

また、当該発行価額については、当社が上場されており、本取締役会決議日の前取引日の当社普通株式の市場価格であること、及びこの価格は、日本証券取引業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠するものであることからすれば、合理的であり、特に有利な価格に該当しないものと判断しております。

なお、本第三者割当増資の取締役会決議に際し、当該取締役会決議に参加した当社監査役3名より、当該発行価額については、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、また参考とした市場価格は本取締役会決議日の前取引日の終値であり、当社の直近状況が市場評価に反映されていると考えられること、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲で決定されたものであること等から、上記算定根拠による発行価額は、割当予定先に特に有利ではなく、適法である旨の意見が表明されております。

また、当社取締役の檜垣周作は、割当予定先の代表取締役を兼任していることから、会社法第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役(以下「特別利害関係取締役」といいます。 )に該当する可能性が否定できず、利益相反を回避する観点から、当社取締役会に係る本第三者割当増資に関する議案の審議及び決議に参加していません。

そのため、当社取締役5名によって審議を行い、その全会一致により、本割当予定先に対する本第三者割当増資に関する議案を承認いたしました。

#### (ミートクレスト及びAHD株式の価値の算定)

ミートクレストの普通株式の株式価値(当社の取得するミートクレスト株式1,000株の価値)550,004,000円の算定においては、当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者である株式会社シザコンサルティング(以下「シザコンサルティング」といいます。 )に対し、価値算定を依頼し、2021年10月12日付で株式価値算定書を取得しております。また、AHDの普通株式の株式価値(当社の取得するAHD株式285株の価値)230,012,000円の算定においては、当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者である公認会計士 税理士古川事務所(以下「古川事務所」といいます。 )に対し、価値算定を依頼し、2021年11月8日付で株式価値算定書を取得しております。

ミートクレストの価値算定において、シザコンサルティングは、類似会社比較法及び将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。 )を採用して、ミートクレスト普通株式の価値を算定しています。

ミートクレスト株式の価値算定について、シザコンサルティングは、次の理由により、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。 )及び類似会社比較法を採用しております。すなわち、一般的な評価方法としては、「インカム・アプローチ」、「マーケット・アプローチ」及び「ネットアセット・アプローチ」の三つがあるところ、「ネットアセット・アプローチ」は適切ではないと判断し、「インカム・アプローチ」であるDCF法、「マーケット・アプローチ」である類似会社比較法を採用したとのことです。

##### (1) インカム・アプローチ

「インカム・アプローチ」は、同等の資産利用による将来期待収益、キャッシュ・フローをもって評価する手法であり、多くの株式や資産価値評価に適用可能であるが、判断、見積もりの要素が大きいケースが多いと考えられる。しかしながら、事業価値の算定上貨幣の時間価値を反映できる手法であること、投資におけるリスク概念を反映させることができること、投資価値算出における一般的な手法であることから、本算定方式の適用が適当であると判断したため、「インカム・アプローチ」を採用した。

##### (2) マーケット・アプローチ

「マーケット・アプローチ」は、同等の資産の取引事例価格をもって評価する手法であり、類似する資産の売買市場が存在する場合には有効(ライセンス権等)である。対象会社と比較可能な類似会社の選定が可能であるとの判断から、「マーケット・アプローチ」を採用した。

##### (3) コスト・アプローチ

「コスト・アプローチ」は、同等の資産取得に要するコストをもって評価する手法であり、取得コストで同等の効用が得られる場合には有効(ソフトウェア、マニュアル等)である。

しかしながら、対象事業は適正なコストを算定できないこととなり、本算定方式の適用は不相当であると判断したため、「コスト・アプローチ」は採用していない。

DCF法では、ミートクレストの2022年5月期から2024年5月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮し、ミートクレストが生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてミートクレストの企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たりの価値の範囲を471,369円～551,174円と算定しております。一方で、類似会社比較法において、普通株式の1株当たりの価値の範囲は、2021年5月期業績実績を使用した場合、1株当たりの価値の範囲は、211,007円～262,856円、2022年5月期業績計画を使用した場合、1株当たりの価値の範囲は、362,735円～450,669円となりました。

当社は、シザコンサルティングによるミートクレストの株式価値の算定結果を参考に、ミートクレストの株式価値について財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、割当予定先と慎重に協議を重ねました。評価価値の検討におきましては、類似会社比較法及びDCF法における株式の評価価値を元に、交渉・協議を行い、類似会社比較法により算定された評価価値においては、本取引の合意が為されなかった点、ミートクレスト社の安定的な売上・収益計上が可能であると評価した点等により、DCF法による株式の評価価値を考慮し、本株式取得に係るミートクレストの1株当たりの価値について550,000円が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

一方で、AHDの価値算定においても、古川事務所はDCF法を用いており採用して、ミートクレスト普通株式の価値を算定しています。

AHD株式の価値算定について、古川事務所は、次の理由により、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用しております。すなわち、一般的な評価方法としては、「インカム・アプローチ」、「マーケット・アプローチ」及び「ネットアセット・アプローチ」の三つがあるところ、下記の通り、「マーケット・アプローチ」及び「ネットアセット・アプローチ」は適切ではないと判断し、「インカム・アプローチ」であるDCF法を採用したとのことです。その理由は以下となります。

#### (1) インカム・アプローチ

「インカム・アプローチ」は、同等の資産利用による将来期待収益、キャッシュ・フローをもって評価する手法であり、多くの株式や資産価値評価に適用可能であるが、判断、見積もりの要素が大きいケースが多いと考えられる。しかしながら、事業価値の算定上貨幣の時間価値を反映できる手法であること、投資におけるリスク概念を反映させることができること、投資価値算出における一般的な手法であることから、本算定方式の適用が相当であると判断したため、「インカム・アプローチ」を採用した。

#### (2) マーケット・アプローチ

「マーケット・アプローチ」は、同等の資産の取引事例価格をもって評価する手法であり、類似する資産の売買市場が存在する場合には有効(ライセンス権等)である。しかしながら、対象事業は取引事例が少なく、あっても非公開あるいは詳細な情報が入手できないケースが多いと考えられるため、本算定方式の適用は不相当であると判断したため、「マーケット・アプローチ」は採用していない。

#### (3) コスト・アプローチ

「コスト・アプローチ」は、同等の資産取得に要するコストをもって評価する手法であり、取得コストで同等の効用が得られる場合には有効(ソフトウェア、マニュアル等)である。

しかしながら、対象事業は適正なコストを算定できないこととなり、本算定方式の適用は不相当であると判断したため、「コスト・アプローチ」は採用していない。

AHDの2022年3月期から2025年3月期までの事業計画、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮し、AHDが生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてAHDの企業価値や株式価値を分析し、普通株式の1株当たりの価値の範囲を405,928円～962,659円と算定しております。当社は、古川事務所によるAHDの株式価値の算定結果を参考に、AHDの株式価値について財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、割当予定先と慎重に協議を重ねた結果、1株当たりの価値について807,017円が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に係る株式数は、11,364,000株(議決権数 113,640個)であり、これは2021年11月16日現在の当社発行済株式総数151,172,610株に対して7.5%(2021年11月16日現在の総議決権数1,511,430個の7.5%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、割当予定先より、割当予定先が取得する当社株式については、中長期的な保有方針であるものの、場合によって売却を行う際は、市場動向を勘案し段階的に売却するなど、一気に希薄化が進むことがないように配慮する旨の意向を確認しておりますので、当該新株式が市場に流通した場合でも株価に与える影響は限定的であると判断しております。

さらに、ミートクレスト及びAHDの普通株式を取得して子会社化することで、当社事業の「食肉原料調達」及び「食肉生産加工」の面から、仕入取引による原材料費の改善、高品質かつ高付加価値商品の開発等による、収益性、商品品質の向上が可能と考えられ、また、AHDのペット共生型障がい者グループホーム事業及び関連事業を介し、当社グループが目指す“食に関わる「トータル・フード・プロバイダー」”の事業構築に向けて、未だ当社が有していない「365日の日常食の提供」を、ペット共生型障がい者グループホームの各施設の入居者並びに事業加盟社を対象として、提供を行う事業が可能であると考えられます。当該取組みにより、当社の「食」の提供事業に新たな側面の事業機能が加わる事で、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたします。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社JFLAホールディングス	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5-6	19,826	13.11	19,826	12.19
HSIグローバル株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5-6	-	-	9,091	5.59
阪神酒販株式会社	兵庫県神戸市兵庫区吉田町2丁目13-6	8,540	5.64	8,540	5.25
株式会社アスラポート	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目5-6	7,471	4.94	7,471	4.59
藤田英明	千葉県浦安市	-	-	2,273	1.39
楽天証券株式会社	東京都南青山2丁目6-21	1,945	1.28	1,945	1.19
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂1丁目12-32	1,898	1.25	1,898	1.16
auカプコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3-2	1,831	1.21	1,831	1.12
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	1,451	0.96	1,451	0.89
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	1,421	0.94	1,421	0.87
計	-	44,385	27.92	55,747	34.24

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」については、2021年6月30日現在の株主名簿を基準として、2021年7月1日付けに発行した普通株式数7,471,000株及び2021年8月31日付けで行使された、「株式会社小僧寿し第10回新株予約権」の新株予約権2,740,000個の行使による発行された普通株式2,740,000を加算しております。また、株式会社JFLAホールディングスの保有株式数は、2021年10月1日付けでEDINETに提出された変更報告書に記載される保有株券等の数を参考に記載しております。

2 上記のほか、当社は2021年9月30日現在で、6,816株の自己株式を所有しております。

3 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2020年6月30日現在の株主名簿を基準として、2021年7月1日付けに発行した普通株式数7,471,000株及び2021年8月31日付けで行使された、「株式会社小僧寿し第10回新株予約権」の新株予約権2,740,000個の行使による発行された普通株式2,740,000株を加算して上で、本第三者割当増資による異動を考慮したものです。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第53期、提出日2021年3月31日）及び第3四半期報告書（第54期、提出日2021年11月12日。（以下「有価証券報告書等」と言います。）の提出日以降、本有価証券届出書の提出日（2021年11月12日）までの間における、資本金の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2021年1月1日～ 2021年11月12日	33,626,345	151,172,610	249,694	259,694	249,694	259,694

### 2．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載した有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の提出日（2021年11月12日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」については、変更していません。

### 3．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第53期）の提出日（2021年3月31日）以後、本有価証券届出書提出日（2021年6月14日）までの間において、臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2021年5月17日提出の臨時報告書）

#### 1 [提出理由]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 [報告内容]

##### 1．当該事象の発生年月日

2021年5月17日

##### 2．当該事象の内容

2021年12月期第1四半期におきまして、特別利益（負ののれん発生益、助成金収入）及び特別損失（新型コロナ関連損失）をそれぞれ計上するものであります。

##### 3．当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

負ののれん発生益 26,745千円

当社は、2021年3月31日付で株式会社だいまるを完全子会社化いたしました。これに伴い、2021年12月期第1四半期連結累計期間において、負ののれん発生益26,745千円を特別利益として計上いたしました。

助成金収入 24,000千円

新型コロナウイルス感染症拡大に対する政府、自治体からの緊急事態宣言や営業時間短縮要請等にかかる助成金として、連結子会社である株式会社スパイシークリエイトにおいて、助成金収入24,000千円が発生いたしましたので、当該助成金収入24,000千円を特別利益として計上いたしました。

上記により、下記のとおり負ののれん発生益及び助成金収入を特別利益として計上致します。

個別

負ののれん発生益 26,745千円

連結

負ののれん発生益 26,745千円

助成金収入 24,000千円

新型コロナ関連損失 18,241千円

新型コロナ感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令、各自治体からの営業時間短縮要請等の対応にかかり発生した、連結子会社である株式会社スパイシークリエイトにおける店舗固定費の一部である18,241千円を、新型コロナ関連損失として特別損失に計上いたしました。

上記により、下記の特別損失を計上致します。

連結

新型コロナ関連損失 18,241千円

(2021年8月17日提出の臨時報告書)

1 [ 提出理由 ]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [ 報告内容 ]

1 . 当該事象の発生年月日

2021年8月17日

2 . 当該事象の内容

2021年12月期第2四半期におきまして、特別利益（助成金収入）及び特別損失（新型コロナ関連損失）をそれぞれ計上するものであります。

3 . 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

助成金収入 23,162千円

新型コロナウイルス感染症拡大に対する政府、自治体からの緊急事態宣言や営業時間短縮要請等にかかる助成金として、2021年12月期第2四半期連結会計期間におきまして、23,162千円を助成金収入として特別利益に計上いたしました。

新型コロナ関連損失 20,109千円

新型コロナ感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令、各自治体からの営業時間短縮要請等の対応にかかり発生した店舗固定費の一部である20,109千円を、新型コロナ関連損失として特別損失に計上いたしました。

以上

(2021年10月29日提出の臨時報告書)

1 [ 提出理由 ]

当社は、2021年10月29日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものです。

2 [ 報告内容 ]

1 . 銘柄

株式会社小僧寿し第11回新株予約権

2 . 発行数

新株予約権 4,940,000個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、その割当ての総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3 . 申込期間

2021年11月18日

## 4. 割当日

2021年11月19日

## 5. 払込期日

2021年11月30日

## 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,940,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。）但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

## 7. 各本新株予約権の払込金額

1個当たり金0.1円

## 8. 本新株予約権の行使により発行又は移転する財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初金47円とする。

## 9. 行使価額の調整

(1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

(3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

## 10. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年10月30日から2031年10月29日まで（但し、2031年10月29日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

## 11. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権者が2023年10月30日から2031年10月29日までに死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の 、 、 の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合  
差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合  
支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(3) 本新株予約権者は、以下に定める日から、以下に定める割合ずつ権利行使可能となる（以下、権利行使可能となることを「ベスティング」という）。但し、本新株予約権者が本第11項(1)から(2)号に定める事実に関連するに至った場合は、当該時点以降のベスティングは中止するものとする。なお、ベスティングされる本新株予約権の数については、割当時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数にベスティング割合を乗じて算定するものとし、1個未満の端数についてはこれを切り捨てる。また、5回目のベスティングにおいて、新株予約権者に発行された新株予約権のうちベスティングされていない残りの当該新株予約権も全てベスティングされるものとする。

1．2022年12月末日：5分の1

2．2023年12月末日：5分の1

3．2024年12月末日：5分の1

4．2025年12月末日：5分の1

5．2026年12月末日：5分の1

## 12．本新株予約権の取得条項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社が決定した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決定した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。

(2) 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

## 13．本新株予約権の強制行使

本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21営業日の平均値が行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならない。

## 14．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社株主総会（当社が取締役会設置会社である場合は当社取締役会）の承認を要するものとする。

## 14．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 15．本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。



- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 16. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

##### (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

##### (8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会)を要するものとする。

##### (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第15項に準じて決定する。

##### (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

## 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び本新株予約権者との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、第三者評価機関である茄子評価株式会社が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権1個の払込金額を金0.1円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載のとおりとし、行使価額は本新株予約権1個につき、金47円とする。

## 20. その他

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

## 21. 新株予約権の割当ての対象者、その人数及びその内訳並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役(社外取締役を除く)6名に対し、3,037,500個

当社従業員14名に対し、712,500個

当社子会社取締役2名に対し、310,000個

当社子会社従業員21名に対し、880,000個

なお、上記対象となる者の人数は本臨時報告書提出時の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

## 22. 本新株予約権の発行価額の総額

発行価額の総額は232,674,000円 [ S O 発行価額 + 行使価額の総額 ]

## 23. 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する

会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との関係

当社の完全子会社である。

## (2021年11月4日提出の臨時報告書の訂正報告書)

## 1 [ 臨時報告書の訂正報告書の提出理由 ]

2021年10月29日に提出いたしました臨時報告書について、X B R L データの一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、併せて、訂正後のX B R L データ一式を提出いたします。

## 2 [ 訂正事項 ]

2021年10月29日提出の臨時報告書のX B R L データの一部

## 3 [ 訂正内容 ]

X B R L データ内の臨時報告書提出理由を以下のとおり訂正いたします。

なお、X B R L データのみの訂正であり、開示書類の記載内容に訂正はございません。

(訂正前) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号

(訂正後) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2

2021年11月30日

## (2021年11月15日提出の臨時報告書)

## 1 [ 提出理由 ]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 [ 報告内容 ]

## 1. 当該事象の発生年月日

2021年11月15日

## 2. 当該事象の内容

2021年12月期第3四半期におきまして、特別損失(新型コロナ関連損失)を計上するものであります。

## 3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

新型コロナ関連損失 17,711千円

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令、各自治体からの営業時間短縮要請等の対応にかかり発生した店舗固定費の一部である17,711千円を、新型コロナ関連損失として特別損失に計上いたしました。

以上

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第53期	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	2021年3月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第54期 第3四半期	自 2021年1月1日 至 2021年9月30日	2021年11月15日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月31日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

監 査 法 人 ア リ ア東京都港区

代 表 社 員	公認会計士	茂 木 秀 俊 印
業 務 執 行 社 員		

代 表 社 員	公認会計士	山 中 康 之 印
業 務 執 行 社 員		

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象の注記に記載のとおり、会社は2021年3月23日開催の取締役会で株式会社だいまの株式を取得することを決議し、同日株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小僧寿しの2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社小僧寿しが2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は必要な修正を全て財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年3月31日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

監 査 法 人 ア リ ア東京都港区代 表 社 員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印  
業 務 執 行 社 員代 表 社 員 公認会計士 山 中 康 之 印  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの2020年1月1日から2020年12月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿しの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

重要な後発事象の注記に記載のとおり、会社は2021年3月23日開催の取締役会で株式会社だいまの株式を取得することを決議し、同日株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論



付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月15日

株式会社小僧寿し

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印  
業務執行社員代表社員 公認会計士 山中 康之 印  
業務執行社員

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年1月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。